

○米国派遣訓練（リムパック）に参加する部隊の渉外事務を行う 幹部自衛官の飾緒の着用について（通達）

平成8年6月20日

海幕総務第2866号

海上幕僚長から自衛艦隊司令官あて

米国派遣訓練（リムパック）に参加する部隊の渉外事務を行う幹部自衛官の飾緒の着用について（通達）

標記について、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）第22条の規定に基づき、下記のとおり通達する。

記

- 1 着用する場合
米国派遣部隊の派遣期間中、渉外事務を行うために必要のある場合
- 2 着用者
派遣部隊の最先任の幕僚
- 3 制式及び着用要領
渉外事務を行う際に着用する副官の飾緒に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第74号）に定めるところに準ずる。